

労働災害の防止について ～令和8年度技術力向上講習会～

令和8年10月14日
和歌山労働基準監督署
労働基準監督官 田中 宏明

労働災害発生状況

1

和歌山労働局 | 事例・統計 | 統計 | 労働災害 | 労働災害発生状況

https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/jirei_toukei/toukei/rodosaigai.html

投影資料
QRコード
1頁～6頁



リスクアセスメント

2

和歌山労働局 | 和歌山労働基準監督署 | 労働基準監督署からのお知らせ

https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/newpage_00667.html

投影資料
QRコード
7頁～10頁



その他法改正等

3

投影資料
QRコード
11頁～38頁



1 労働災害発生状況

令和7年 労働災害発生状況(対前年比) (確定版) ※死亡は内数

		和歌山労働局						和歌山労働基準監督署						御坊労働基準監督署						橋本労働基準監督署						田辺労働基準監督署						新宮労働基準監督署					
		令和7年		令和6年		増減数	増減率	令和7年		令和6年		増減数	増減率	令和7年		令和6年		増減数	増減率	令和7年		令和6年		増減数	増減率	令和7年		令和6年		増減数	増減率						
		死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死	死	休・死
製造業	食料品製造		76	1	74	2	2.7%		24		29	-5			13		13				13		11	2			21	1	15	6			5		6	-1	
	繊維工業		2		8	-6	-75.0%		2		5	-3											3	-3													
	衣服その他の繊維		4		7	-3	-42.9%		1		2	-1					1	-1					4	-2			1										
	木材・木製品		18		15	3	20.0%		3		8	-5			3		2	1					6	1	5		3				3		1	2			
	家具・装備品		7		7				7		7																										
	パルプ等		1		6	-5	-83.3%		1		3	-2											3	-3													
	印刷・製本		1		1																		1														
	化学工業		23		31	-8	-25.8%		10		14	-4			6		6						7	-1			1		4	-3							
	窯業土石		9		8	1	12.5%		5		6	-1			2			2					1			1		1									
	鉄鋼業		4		6	-2	-33.3%		3		6	-3											1			1											
	非鉄金属	1	2			2								1	2			2																			
	金属製品		32		34	-2	-5.9%		12		15	-3			9		9						10		10		1										
	一般機械器具		8		15	-7	-46.7%		2		11	-9			3		2	1					2		2		1		2	-1							
	電気機械器具		4		5	-1	-20.0%		2		3	-1			1		2	-1					1		1												
	輸送機械製造		5		5				1						4		1	3							4	-4											
	電気・ガス		4		2	2	100.0%		2		2						2						2		2												
	その他の製造		20		21	-1	-4.8%		5		12	-7			6		1	5					4		5	-1		4		1	3		1	2	-1		
	製造業小計		1	220	1	245	-25	-10.2%		80		123	-43	1	49		37	12					49		50	-1		33	1	26	7		9		9		
建設業	土木工事	1	43	2	33	10	30.3%	1	16	1	9	7		12	1	13	-1					6		2	4		7		5	2		2		4	-2		
	建築工事	1	57	2	53	4	7.5%	1	33	2	30	3		10		4	6					7		3	4		5		12	-7		2		4	-2		
	その他の建設		23	1	17	6	35.3%		5	1	6	-1		5		3	2					8		2	6		4		1	3		1		5	-4		
	建設業小計	2	123	5	103	20	19.4%	2	54	4	45	9		27	1	20	7					21		7	14		16		18	-2		5		13	-8		
	運輸交通業		3		5	-2	-40.0%		3		4	-1											1		1	-1											
採掘業	道路旅客		12		11	1	9.1%		10		7	3										1		1			1						2	-2			
	道路貨物運送		101	1	93	8	8.6%		57		50	7		10	1	12	-2					15		11	4		12		17	-5		7		3	4		
	その他の運輸交通																																				
	運輸交通業小計		116	1	109	7	6.4%		70		61	9		10	1	12	-2					16		12	4		13		19	-6		7		5	2		
	貨物取扱		3		4	-1	-25.0%		2		4	-2			1																						
農林業	港湾運送業		1		1				1		1																										
	貨物取扱小計		4		5	-1	-20.0%		3		5	-2			1																						
	農業		60		42	18	42.9%		11		9	2		19		9	10					11		5	6												
	林業		39	2	29	10	34.5%		2		7	-2		7		6	1					6		3	3		20	2	14	6		4		6	-2		
	農林業小計		99	2	71	28	39.4%		13		9	4		26		15	11					17		8	9		39	2	33	6		4		6	-2		
商業	畜産・水産業		7		9	-2	-22.2%		2		2			4		8	-4														1		1				
	卸売業		27		27				14		16	-2		4		1	3					7		2	5		2		8	-6							
	小売業		141		138	3	2.2%		69		72	-3		14		22	-8					19		18	1		27		18	9		12		8	4		
	理美容業		1		1				1		1																										
	その他の商業		23		21	2	9.5%		11		13	-2				2	-2					7		5	2		3		1	2		2			2		
広告・金融・映画・演劇業	商業小計		192		186	6	3.2%		95		101	-6		18		25	-7					33		25	8		32		27	5			14		8	6	
	金融業		14		14				10		11	-1		1								2		2		2		1		1			2	-2			
	広告・あつせん		2		2				1		1													1	-1		1		1		1						
	金融・広告業小計		16		16				11		12	-1		1								2		1	1		2		1	1			2	-2			
	映画・演劇業																																				
保健衛生業	通信業		25		19	6	31.6%		12		8	4		7		4	3					1		2	-1		2		4	-2		3		1	2		
	教育・研究業		12		10	2	20.0%		6		7	-1										1		1			5		2	3			1	-1			
	医療保健業		30		41	-11	-26.8%		11		25	-14		7		6	1					7		4	3		2		4	-2		3		2	1		
	社会福祉施設		157		133	24	18.0%		77		60	17		14		23	-9					25		17	8		25		20	5		16		13	3		
	その他の保健衛生		3		5	-2	-40.0%		1		1					1	-1						1	-1			2		2								
接客娯楽業	保健衛生業小計		190		179	11	6.1%		89		86	3		21		30	-9					32		22	10		29		26	3		19		15	4		
	旅館業		26		31	-5	-16.1%		7		9	-2		4		1	3					6		2	4		7		11	-4		2		8	-6		
	飲食店		28		46	-18	-39.1%		22		30	-8		1		5	-4					2		4	-2		1		6	-5		2		1	1		
	その他の接客業		12		12				1		4	-3										3		3		3		1	2		4		4				
	接客娯楽業小計		66		89	-23	-25.8%		30		43	-13		6		6						11		9	2		11		18	-7		8		13	-5		
その他の事業	清掃・と畜		53		41	12	29.3%		17		26	-9		7		3	4					6		6			14		4	10		9		2	7		
	官公署		1		1																		1		1												
	派遣業																																				
	その他の事業		30	1	36	-6	-16.7%		16		21	-5		3								3	1	4	-1		3		8	-5		5		3	2		
	その他の事業小計		30	1	36	-6	-16.7%		16		21	-5		3								3	1	4	-1		3		8	-5		5		3	2		
合計		4	1,156	10	1,120	36	3.2%	3	500	4	547	-47	1	180	2	160	20					193	1	148	45		199	3	186	13		84		79	5		

※死亡は、内数

1 労働災害発生状況

令和8年 労働災害発生状況(対前年比) (令和8年8月末速報) ※死亡は内数

		和歌山労働局						和歌山労働基準監督署						御坊労働基準監督署						橋本労働基準監督署						田辺労働基準監督署						新宮労働基準監督署					
		令和8年		令和7年		増減数	増減率	令和8年		令和7年		増減数	増減率	令和8年		令和7年		増減数	増減率	令和8年		令和7年		増減数	増減率	令和8年		令和7年		増減数	増減率						
		死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死	死	休・死
製造業	食料品製造		48		48				16		15	1	2			5		7	-2			9		8	1		12		14	-2		6		4	2		
	繊維工業		3			2	200.0%		3			1	2									2			1	1				1	-1						
	衣服その他の繊維		3		3				1		1											2				1				1			2	-2			
	木材・木製品		11		8	3	37.5%		2		1	1			5			5			2			4	-2		2		1	1							
	家具・装備品		7		6	1	16.7%		6		6				1			1																			
	パルプ等		6		1	5	500.0%		2		1	1									2				2		1			1			1				
	印刷・製本				1	-1	-100.0%																	1	-1												
	化学工業		16		16				8		6	2			4		5	-1			4		4						1	-1							
	窯業・土石		5		4	1	25.0%		3		2	1			1		1				1			1													
	鉄鋼業		1		1				1		1																										
	非鉄金属			1	2	-2	-100.0%									1	2	-2																			
	金属製品		19		22	-3	-13.6%		11		10	1				3	7	-4			4			4			1		1								
	一般機械器具		5		7	-2	-28.6%		3		2	1			2	3	-1					1		1	-1			1	-1								
	電気機械器具		2		2				1		1					1		-1			1			1													
	輸送機械製造		4		4				1		1				2	3	-1										1										
	電気・ガス		1		4	-3	-75.0%				2	-2									1		2	-1													
その他の製造		6		10	-4	-40.0%		4		1	3				4	-4				1		1						3	-3		1		1				
製造業小計		137	1	140	-3	-2.1%		62		51	11			23	1	33	-10			27		27				17		22	-5		8		7	1			
建設業	新築		2	1	2					1	2	-2			1			1																			
	土木工事	1	14	1	25	-11	-44.0%		5	1	12	-7		3	6	-3		2	3	-1	1	3		4	-1			4	-1		1		1				
	建築工事		16		33	-17	-51.5%		7		19	-12		4	6	-2		2		2		2		5	-3			5	-3		1		1				
	その他の建設		10		13	-3	-23.1%		7		2	5			1	3	-2		1	3	5	-4			3	-3			3	-3		1		1			
	建設業小計	1	40	1	71	-31	-43.7%		19	1	33	-14		8	15	-7		5		10	-5	1	5		12	-7			12	-7		3		1	2		
運輸交通業	鉄道等		4		2	2	100.0%		4		2	2																									
	道路旅客		4		10	-6	-60.0%		2		9	-7		2			2											1	-1								
	道路貨物運送		56		71	-15	-21.1%		33		35	-2		10		8	2			11		12	-1		2		9	-7			7	-7					
	その他の運輸交通																																				
運輸交通業小計		64		83	-19	-22.9%		39		46	-7		12		8	4			11		12	-1		2		10	-8				7	-7					
採掘業	陸上貨物		4		2	2	100.0%		1		1					1	-1			3				3													
	港湾運送業		1		1				1		1																										
	貨物取扱小計		5		3	2	66.7%		2		2					1	-1			3				3													
農林業	農業		32		24	8	33.3%		4			4		13		9	4		2		3	-1		11		12	-1			2		2					
	林業		18		23	-5	-21.7%				2	-2		1		3	-2		5		4	1		7		12	-5			5		2	3				
	農林業小計		50		47	3	6.4%		4		2	2		14		12	2		7		7			18		24	-6			7		2	5				
商業	畜産・水産業		9		4	5	125.0%				2	-2		2		2								3				3		4		4					
	卸売業		17		16	1	6.3%		10		9	1		1		4	-3		4		3	1		2				2									
	小売業		71		74	-3	-4.1%		44		36	8		4		7	-3		11		14	-3		4		10	-6			8		7	1				
	理美容業				1	-1	-100.0%				1	-1																									
	その他の商業		6		13	-7	-53.8%				6	-6		3			3		2		4	-2				2	-2			1		1					
商業小計		94		104	-10	-9.6%		54		52	2		8		11	-3		17		21	-4		6		12	-6			9		8						
広告・金融業	金融業		2		6	-4	-66.7%		2		4	-2				1	-1					1	-1														
	広告・あっせん				1	-1	-100.0%				1	-1																									
	金融・広告業小計		2		7	-5	-71.4%		2		5	-3					1	-1				1	-1														
保健衛生業	映画・演劇業																																				
	通信業		16		18	-2	-11.1%		4		9	-5		4		6	-2		2			2		4		1	3			2		2					
	教育・研究業		7		4	3	75.0%		3		3													3		1	2			1		1					
	医療保健業		26		15	11	73.3%		4		7	-3		10		3	7		7		3	4		1		1			4		1	3					
	社会福祉施設		83		83				41		35	6		9		9			20		15	5		7		15	-8			6		9	-3				
接客娯楽業	その他の保健衛生				3	-3	-100.0%				1	-1													2	-2											
	保健衛生業小計		109		101	8	7.9%		45		43	2		19		12	7		27		18	9		8		18	-10			10		10					
	旅館業		9		15	-6	-40.0%				2	-2		1		2	-1		1		3	-2		4		4		7	-3		3		1	2			
	飲食店		20		23	-3	-13.0%		9		19	-10		4			4		1		1			3		1	2			3		2	1				
	その他の接客娯楽		7		7				1		1			1		1			2		2			3		3			3		1	-1					
接客娯楽業小計		36		45	-9	-20.0%		10		21	-11		6		3	3		4		6	-2		10		11	-1			6		4	2					
官公署	清掃・と畜		20		33	-13	-39.4%		11		10	1				4	-4		2		4	-2		4		12	-8			3		3					
	官公署				1	-1	-100.0%																														
	派遣業																																				
その他の事業	派遣業	1	22		14	8	57.1%	1	9		7	2		1		1			4		2	2		3		3			5		1	4					
	その他の事業	1	22		14	8	57.1%	1	9		7	2		1		1			4		2	2		3		3			5		1	4					
	その他の事業小計	1	22		14	8	57.1%	1	9		7	2		1		1			4		2	2		3		3			5		1	4					
合計		2	613	3	677	-64	-9.5%	1	264	2	288	-24		98	1	109	-11		110		109	1	1	83		126	-43			58		45	13				

※死亡は、内数

1 労働災害発生状況

令和7年 業種別・事故の型別労働災害発生状況(確定版) ※新型コロナウイルス関連を除く

業 種	事故の型	墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻 き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年 増減数 (死傷者数)	対前年 増減比	構成比 (本年の 死傷者数)
製 造 業	食 料 品 製 造 業	8	22	4	5		2	11	6	1	9	8	76	(1) 74	2	2.7%	6.6%
	織 維 工 業							2					2	8	△6	△75.0%	0.2%
	衣服その他の繊維製品製造業	1	1	1				1					4	7	△3	△42.9%	0.3%
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		2	2	1			6	6		1		18	15	3	20.0%	1.6%
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		2	1	1			1	2				7	7		0.6%	0.1%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1											1	6	△5	△83.3%	0.1%
	印 刷 ・ 製 本 業							1					1	1		0.1%	
	化 学 工 業	1	4	3	1	1		5	3		1	4	23	31	△8	△25.8%	2.0%
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	4	4								1		9	8	1	12.5%	0.8%
	鉄 鋼 製 造 業		2				1	1					4	6	△2	△33.3%	0.3%
	非 鉄 金 属 製 造 業	1			(1) 1								(1) 2	2		0.2%	
	金 属 製 品 製 造 業	6	4	2	3	2	1	4	2		5	3	32	34	△2	△5.9%	2.8%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	2	1		1			2	1			1	8	15	△7	△46.7%	0.7%
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		2	1					1				4	5	△1	△20.0%	0.3%
建 設 業	輸 送 機 械 等 製 造 業	3	1								1		5	5		0.4%	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	3										4	2	2	100.0%	0.3%
	そ の 他 の 製 造 業	4	5	1	2			4			3	1	20	21	△1	△4.8%	1.7%
	小 計	32	53	15	(1) 15	3	4	38	21	1	21	17	(1) 220	(1) 245	△25	△10.2%	19.0%
	土 木 工 事 業		1					(1) 1	1				(1) 2	2		0.2%	
	建 築 工 事 業	13	7	2	4	2	(1) 4	4	6		1		(1) 43	(2) 33	10	30.3%	3.7%
	うち木造家屋建築工事業	23	3	2	4		(1) 2	6	3	2	8	4	(1) 57	(2) 53	4	7.5%	4.9%
	そ の 他 の 建 設 業	9	2		2		(1) 2	1	1	2	3	1	(1) 22	7	15	214.3%	1.9%
	小 計	7	4		2			2			3	5	23	(1) 17	6	35.3%	2.0%
	運 送 ・ 水 運 ・ 航 空 業	43	14	4	10	2	(2) 6	12	9	2	12	9	(2) 123	(5) 103	20	19.4%	10.6%
	道 路 旅 客 運 送 業	1						1			1		3	5	△2	△40.0%	0.3%
	道 路 貨 物 運 送 業	1	3	1				1		2	2	2	12	11	1	9.1%	1.0%
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	30	22	4	2	1	6	9	1	5	18	3	101	(1) 93	8	8.6%	8.7%
	小 計	32	25	5	2	1	6	11	1	7	21	5	116	(1) 109	7	6.4%	10.0%
商 業	陸上貨物取扱・港湾運送業	1						1			1	1	4	5	△1	△20.0%	0.3%
	農 業	25	16	2	1		2	4	2	2	5	1	60	42	18	42.9%	5.2%
	農 林 業	8	7	3	10		5	2	2		2		39	(2) 29	10	34.5%	3.4%
	小 計	33	23	5	11		7	6	4	2	7	1	99	(2) 71	28	39.4%	8.6%
	畜 産 ・ 水 産 業	2	1	1							2	1	7	9	△2	△22.2%	0.6%
	卸 ・ 小 売 業	24	55	11	4		4	4	14	26	17	9	168	165	3	1.8%	14.5%
	理 容 業		1										1		1	0.1%	
	そ の 他 の 商 業	5	6	2	3	2	2	2			1		23	21	2	9.5%	2.0%
	小 計	29	62	13	7	2	6	6	14	26	18	9	192	186	6	3.2%	16.6%
	金 融 ・ 広 告 業	3	3		1					7	2		16	16			1.4%
	映 画 ・ 演 劇 業																
	通 信 業	1	7	1				1		12	2	1	25	19	6	31.6%	2.2%
	教 育 ・ 研 究 業	3	3					1			4	1	12	10	2	20.0%	1.0%
	保 健 保 健 業	3	12	2			1	1		1	10		30	41	△11	△26.8%	2.6%
社 会 福 祉 施 設 業	社 会 福 祉 施 設 業	11	52	10	1		3	5	2	9	50	14	157	133	24	18.0%	13.6%
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業		1							1	1		3	5	△2	△40.0%	0.3%
	保 健 衛 生 業 小 計	14	65	12	1		4	6	2	11	61	14	190	179	11	6.1%	16.4%
	旅 館 業	3	15	2				1			2	3	26	31	△5	△16.1%	2.2%
	飲 食 店	1	14	1					6	1		5	28	46	△18	△39.1%	2.4%
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	3	5				1		1		2		12	12			1.0%
	接 客 娯 楽 業 小 計	7	34	3			1	1	7	1	4	8	66	89	△23	△25.8%	5.7%
	清 掃 ・ と 畜 業	8	17	2	3	1	2	5	2	2	8	3	53	41	12	29.3%	4.6%
	そ の 他 の 事 業	4	18	1				2		2	3	1	31	(1) 36	△5	△13.9%	2.7%
	合 計	212	326	62	(1) 50	9	(2) 36	(1) 91	60	73	166	71	(4) 1,156	(10) 1,120	36	3.2%	100.0%
	前 年 同 期	(3) 197	295	68	63	(1) 13	(1) 32	(2) 104	54	(1) 74	179	(2) 41	(10) 1,120				
	対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)	15	31	△6	△13	△4	4	△13	6	△1	△13	30	36				
	対 前 年 同 期 増 減 比	7.6%	10.5%	△8.8%	△20.6%	△30.8%	12.5%	△12.5%	11.1%	△1.4%	△7.3%	73.2%	3.2%				
	構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)	18.3%	28.2%	5.4%	4.3%	0.8%	3.1%	7.9%	5.2%	6.3%	14.4%	6.1%	100.0%				

1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 集計は労働者死傷病報告の集計による

1 労働災害発生状況

令和8年 業種別・事故の型別労働災害発生状況(令和8年8月末速報) ※新型コロナウイルス関連を除く

業 種	事故の型	墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	対前年増減比	構成比 (本年の死傷者数)
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4	8	1	1	1		12	6		9	6	48	48			7.8%
	織 維 工 業		1					1			1		3	1	2	200.0%	0.5%
	衣服その他の繊維製品製造業	1	1									1	3	3			0.5%
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	3	2		1			3	2				11	8	3	37.5%	1.8%
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1		1	1				4				7	6	1	16.7%	1.1%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1					2		2			6	1	5	500.0%	1.0%
	印 刷 ・ 製 本 業													1	△1		
	化 学 工 業	3	4		1			4	1		1	2	16	16			2.6%
	窯業土石製品製造業	1		2				1			1		5	4	1	25.0%	0.8%
	鉄 鋼 製 造 業	1											1	1			0.2%
	非 鉄 金 属 製 造 業													(1)	2	△2	
	金 属 製 品 製 造 業	4	1	2	2	1		5	2		1	1	19	22	△3	△13.6%	3.1%
	一般機械器具製造業		1		2			1			1		5	7	△2	△28.6%	0.8%
	電気機械器具製造業							1			1		2	2			0.3%
設 計 業	輸 送 機 械 等 製 造 業		1				1	1	1				4	4			0.7%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業											1	1	4	△3	△75.0%	0.2%
	そ の 他 の 製 造 業	1	2					1			2		6	10	△4	△40.0%	1.0%
	小 計	20	22	6	8	2	1	32	16	2	17	11	137	(1) 140	△3	△2.1%	22.3%
	鉄 道 業	2						2					2	(1) 2			0.3%
	建 設 業	5	(1) 5		1			1	2				(1) 14	(1) 25	△11	△44.0%	2.3%
	土木工事業	3	5		2			2	2		1	1	16	33	△17	△51.5%	2.6%
	うち木造家屋建築工事業	1	2		2				1				6	12	△6	△50.0%	1.0%
	そ の 他 の 建 設 業	4	2		1			1	1			1	10	13	△3	△23.1%	1.6%
	小 計	12	(1) 12		4			4	5		1	2	(1) 40	(1) 71	△31	△43.7%	6.5%
	運 送 業		2		1						1		4	2	2	100.0%	0.7%
	道路旅客運送業	2								1		1	4	10	△6	△60.0%	0.7%
	道路貨物運送業	18	6	2	5	1		7	2	2	11	2	56	71	△15	△21.1%	9.1%
	その他の運輸交通業																
商 業	小 計	20	8		6	1		7	2	3	12	3	64	83	△19	△22.9%	10.4%
	陸上貨物取扱・港湾運送業		2	1				1			1		5	3	2	66.7%	0.8%
	農 業	10	7		3			1	6	2	2	1	32	24	8	33.3%	5.2%
	農 林 業	4	1	1	2		5		3			2	18	23	△5	△21.7%	2.9%
	小 計	14	8	1	5		5	1	9	2	2	3	50	47	3	6.4%	8.2%
	畜 産 ・ 水 産 業		2				2	4		1			9	4	5	125.0%	1.5%
	卸 売 業	14	27	6	4		2	8	2	10	11	4	88	90	△2	△2.2%	14.4%
	理 容 業													1	△1		
	そ の 他 の 商 業	1	1					2	1			1	6	13	△7	△53.8%	1.0%
	小 計	15	28	6	4		2	10	3	10	11	5	94	104	△10	△9.6%	15.3%
	金 融 ・ 広 告 業	1	1										2	7	△5	△71.4%	0.3%
	映 画 ・ 演 劇 業																
	通 信 業	1	4					1		6	2	2	16	18	△2	△11.1%	2.6%
教 育 ・ 研 究 業	教 育 業	3						2		1		1	7	4	3	75.0%	1.1%
	保 健 衛 生 業	4	13		1			1			7		26	15	11	73.3%	4.2%
	社 会 福 祉 施 設 業	7	36					1		2	29	8	83	83			13.5%
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業													3	△3		
	保 健 衛 生 業 小 計	11	49		1			2		2	36	8	109	101	8	7.9%	17.8%
	接 客 業		5	1	2			1					9	15	△6	△40.0%	1.5%
	旅 館 業		7					1	4		4	4	20	23	△3	△13.0%	3.3%
	飲 食 業	2	1					1	3				7	7			1.1%
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業																
	接 客 娯 楽 業 小 計	2	13	1	2			3	7		4	4	36	45	△9	△20.0%	5.9%
	清 掃 ・ と 畜 業	3	5	2				2	1	1	3	3	20	33	△13	△39.4%	3.3%
	そ の 他 の 事 業	10	1					1		(1) 3	5	2	(1) 22	15	7	46.7%	3.6%
	合 計	114	(1) 155	19	30	3	10	70	43	(1) 31	94	44	(2) 613	(3) 677	△64	△9.5%	100.0%
	前 年 同 期	137	177	43	(1) 25	6	(1) 23	(1) 55	34		87	46	(3) 677				
	対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)	△23	△22	△24	5	△3	△13	15	9	△13	7	△2	△64				
	対 前 年 同 期 増 減 比	△16.8%	△12.4%	△55.8%	20.0%	△50.0%	△56.5%	27.3%	26.5%	△29.5%	8.0%	△4.3%	△9.5%				
	構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)	18.6%	25.3%	3.1%	4.9%	0.5%	1.6%	11.4%	7.0%	5.1%	15.3%	7.2%	100.0%				

1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 集計は労働者死傷病報告の集計による

1 労働災害発生状況

令和7年 死亡災害発生状況(令和8年3月末日速報)

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	和歌山	4月	土木工事業	激突され	ドラグ・ショベル	50歳代	作業者	10年以上 15年未満	設備撤去工事中、ドラグ・ショベルの旋回レバーに服が引っ掛かっている状態である事に気付かず、バケットを動かそうと安全レバーを操作したため、ドラグ・ショベルが急に旋回し、当該バケットが被災者に激突したものの。
2	御坊	4月	製造業	飛来・落下	荷	50歳代	作業者	1年以上 2年未満	フォークリフトで約2トンの銅線の塊を持ち上げ切断していたところ、銅線が落下し、被災者がその下敷きになったもの。
3	和歌山	5月	鉱業	はさまれ・ 巻き込まれ	コンベア	50歳代	作業者	30年以上 40年未満	碎石搬送ベルトコンベアが停止したので、不具合の確認のためベルトコンベアの上によって確認作業中、突然ベルトコンベアが逆方向に動き出し、巻き込まれたもの
4	和歌山	11月	建築工事業	激突され	解体用機械	50歳代	作業者	6か月以上 1年未満	木造建物の解体作業を終えた後、道板を使用せず車両系解体機械をダンプトラックの荷台に積み込んでいたところ、バランスを崩した当該車両系解体機械が、近くにいた被災者の方に倒れ、下敷きとなったもの。

1 労働災害発生状況

令和8年 死亡災害発生状況(令和8年8月末日速報)

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	田辺	4 月	土木工事業	転倒	掘削用機械	50歳台	土木 従事者	30年以上 40年未満	ドラグ・ショベルを操縦して斜面を整地しながら下っていたところ、ドラグ・ショベルがバランスを崩し横転、ドラグ・ショベルと伐採時に高めに残っていた竹との間に挟まれたもの。
2	和歌山	8 月	その他の 事業	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	70歳台	外勤事務 従事者	1 年以上 3 年未満	屋外での勤務を終え、事業場の事務所に戻るため、原動機付自転車で道路を走行していたところ、原動機付自転車がセンターラインを越え反対車線にはみ出し、対向車に激突したもの。

2 リスクアセスメント

事前のリスクアセスメント！ 危険の芽を摘み取ろう！！

不安全行動



不安全状態



最も
危険



労働災害

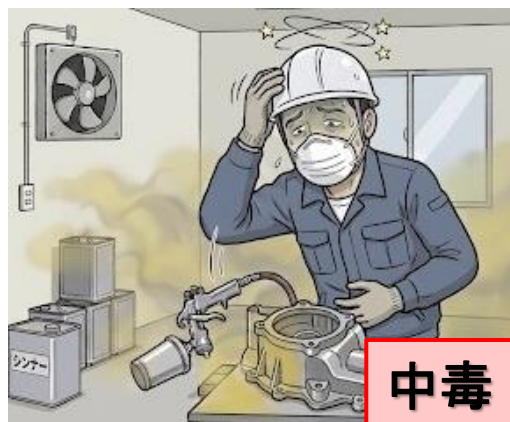
墜落



転倒



中毒



リスクアセスメント実施フロー

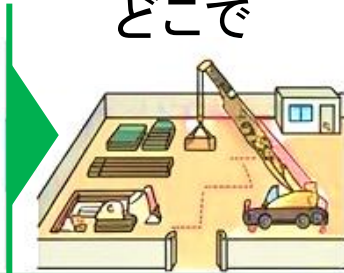
STEP 1

作業の明確化

いつ



どこで



誰が



何をする



STEP 2

リスクの見積り(点数付け)

計算式: (①+②+③) × ④

①頻度

● 頻繁 10点 ● 時々 5点

● 稀 1点



②災害発生の可能性



不安全行動

● あり 10点
● なし 0点



不安全状態

③重篤度

● 重症 10点
● 軽傷 5点
● 微傷 1点



④災害歴



● あり 2倍 ● なし 1倍

STEP 3

対策(リスク低減措置)の検討



立ち入り禁止
(DO NOT ENTER)



STEP 4

対策(リスク低減措置)の実施



定期的にSTEP1~4
を実施することが
労働災害の防止
に繋がります!!

管理者		指摘事項		検討日	令和8年4月14日
リスクアセスメント実施記録（記入例）					
所属部署	製造部				
検討メンバー	A、B、C				
1 作業内容					
いつ	毎日				
どこで	工場				
誰が	A、B、Cの誰か（三交代のため）				
何する	フォークリフトによる資材搬入・運搬				
2 リスクの見積り（現状）				①～④の該当する口をクリックすると○が表示。（消す時も同様に○をクリック）	
①頻度	☐	頻繁	決まった回数（週1回、日5回等）行う場合	10点	
	☐	時々	受注状況等で変動する場合	5点	
	☐	稀	臨時（年1、2回、補修改修等）で行う場合	1点	
②災害発生 の 可能性	不安全行動（危ない行動）				
	☐	あり	予測不能な行動を少しでも行う場合	10点	
	☐	なし	予測不能な行動を全く（100%）しない場合	0点	
	不安全状態（危ない状態）				
	☐	あり	不安全な状態が少しでもある場合	10点	
③重篤度	☐	重症	死亡・障害が残る、休業1か月以上の場合	10点	
	☐	軽症	休業1日以上1か月未満の場合	5点	
	☐	微症	災害発生翌日に職場復帰可、休業0日の場合	1点	
④災害歴	☐	あり	過去に同種作業で労働災害が発生していた場合	×2	
	☐	なし	過去に同種作業で労働災害の発生がない場合	×1	
リスクレベル	合計	40	点	重大な問題あり 直ちに改善を要する	
リスク低減措置	フォークリフト及び歩行者の通路を明確化。注意喚起掲示。				
3 リスクの見積り（改善後）				①～③の該当する口をクリックすると○が表示。（消す時も同様に○をクリック）	
①頻度	☐		決まった回数（週1回、日5回等）行う場合	10点	
	☐		受注状況等で変動する場合	5点	
	☐	稀	臨時（年1、2回、補修改修等）で行う場合	1点	
②災害発生 の 可能性	不安全行動（危ない行動）の可能性				
	☐	高い	対策実施前と比べ予測不能な行動が変わらない	10点	
	☐	低い	対策実施前と比べ予測不能な行動を制御できる	5点	
	不安全状態（危ない状態）の可能性				
	☐	高い	対策実施前と比べ不安全な状態が変わらない	10点	
③重篤度	☐	低い	対策実施前と比べ安全な状態が確保できている	5点	
	☐	重症	死亡・障害が残る、休業1か月以上の場合	10点	
	☐	軽症	休業1日以上1か月未満の場合	5点	
④災害歴	☐	微症	災害発生翌日に職場復帰可、休業0日の場合	1点	
	合計	15	点	改善あり 今後、定期に検討を実施	



管理者		指摘事項		検討日	令和8年4月14日	現状の画像	画像の挿入・削除は右記ボタンをクリック。
リスクアセスメント実施記録							
所属部署							
検討メンバー							
1 作業内容							
いつ							
どこで							
誰が							
何する							
2 リスクの見積り（現状）				①～④の該当する□をクリックすると○が表示。（消す時も同様に○をクリック）		改善後の画像	画像の挿入・削除は右記ボタンをクリック。
①頻度	☐	頻繁	決まった回数（週1回、日5回等）行う場合	10点			
	☐	時々	受注状況等で変動する場合	5点			
	☐	稀	臨時（年1、2回、補修改修等）で行う場合	1点			
②災害発生 の 可能性	不安全行動（危ない行動）						
	☐	あり	予測不能な行動を少しでも行う場合	10点			
	☐	なし	予測不能な行動を全く（100%）しない場合	0点			
	不安全状態（危ない状態）						
	☐	あり	不安全な状態が少しでもある場合	10点			
③重篤度	☐	重症	死亡・障害が残る、休業1か月以上の場合	10点			
	☐	軽症	休業1日以上1か月未満の場合	5点			
	☐	微症	災害発生翌日に職場復帰可、休業0日の場合	1点			
④災害歴	☐	あり	過去に同種作業で労働災害が発生していた場合	×2			
	☐	なし	過去に同種作業で労働災害の発生がない場合	×1			
リスクレベル	合計	0	点				
リスク低減措置							
3 リスクの見積り（改善後）				①～③の該当する□をクリックすると○が表示。（消す時も同様に○をクリック）			
①頻度	☐		決まった回数（週1回、日5回等）行う場合	10点			
	☐		受注状況等で変動する場合	5点			
	☐	稀	臨時（年1、2回、補修改修等）で行う場合	1点			
②災害発生 の 可能性	不安全行動（危ない行動）の可能性						
	☐	高い	対策実施前と比べ予測不能な行動が変わらない	10点			
	☐	低い	対策実施前と比べ予測不能な行動を制御できる	5点			
	不安全状態（危ない状態）の可能性						
	☐	高い	対策実施前と比べ不安全な状態が変わらない	10点			
③重篤度	☐	重症	死亡・障害が残る、休業1か月以上の場合	10点			
	☐	軽症	休業1日以上1か月未満の場合	5点			
	☐	微症	災害発生翌日に職場復帰可、休業0日の場合	1点			
リスクレベル	合計	0	点				

3 その他法改正等

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

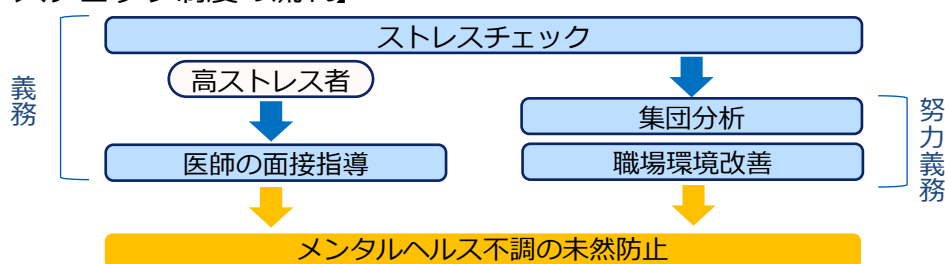
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

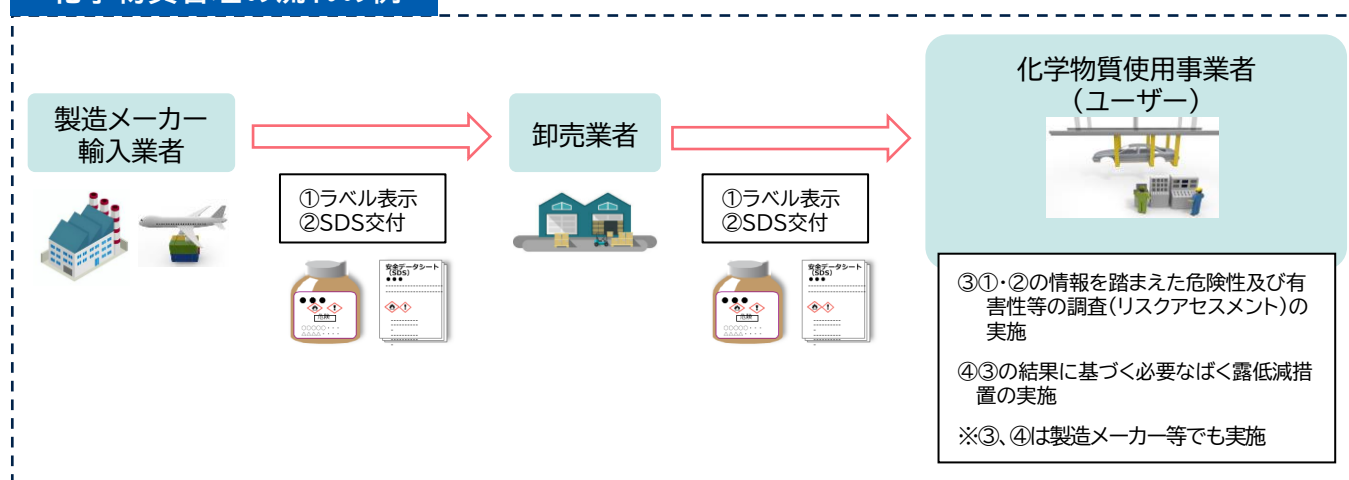


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

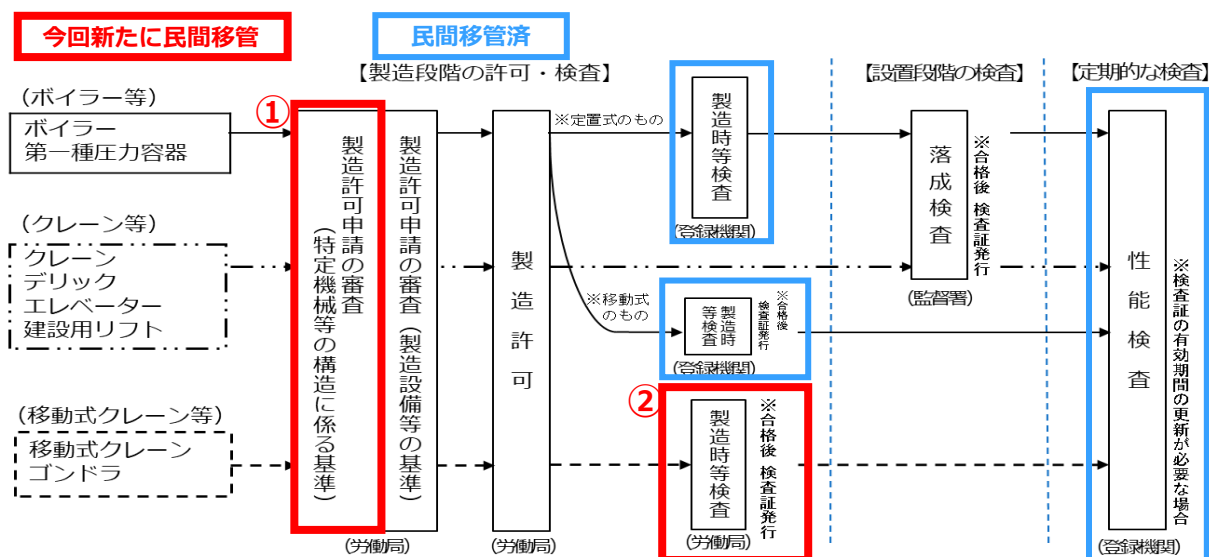
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ス
ト
レ
ス
は
見
え
ま
せ
ん
。

チ
ェ
ッ
ク
し
ま
し
よ
う
。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
0570-031050
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：
平日10時～17時
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人
労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



16

Ⅳ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番 号	チ ェ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果	
			優先度
1 高年齢労働者の戦力としての活用			
1	高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。		
2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理			
(1) 基本方針の表明			
2	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。		
(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等			
3	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。		
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。		
5	高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。		
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策			
(1) 転倒防止			
① つまづき、踏み外し、滑りの防止措置			
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。		
7	床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。		
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。		
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。		
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。		
② 安全な作業靴の着用			
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまづきにくい作業靴を着用させている。		
③ 歩行時の禁止事項			
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走ること」は禁止している。		
④ 危険マップ等の作成・周知			
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。		
(2) 墜落・転落防止			
① 高所作業の回避			
14	高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。		
② 作業床・手すり等の設置			
15	高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。		
③ 保護具の使用			
16	高所で作業をさせる場合には、ヘルメット（「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。）を着用させた上で、安全帯を使用させている。		

番 号	チ ェ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果	
			優先度
④	墜落・転落防止設備の作業前確認		
17	高所で作業をさせる場合には、その作業開始前に、作業床や手すり、安全帯を安全に取り付ける設備等の安全性の確認を行っている。		
⑤	はしご・脚立の使用の回避		
18	はしごや脚立の使用をできる限り避け、移動式足場や作業台等を使用させている。		
⑥	はしご・脚立の安全使用		
19	はしごや脚立を使用させる場合には、ヘルメットを着用させた上で、安全な方法で使用させている。		
(3) 腰痛予防			
①	作業姿勢		
20	ひねり、前かがみ、中腰等の不自然な作業姿勢を取らせないようにしている。		
21	肘（ひじ）の曲げ角度が90度になるように、作業台の高さを調節している。		
22	同一作業姿勢を長時間取らせないようにしている。		
23	不自然な姿勢を取らざるを得ない場合や反復作業を行わせる場合には、休憩・休止をはさんだり、他の作業と組み合わせることにより、できる限り連続しないようにしている。		
②	重量物の取扱い		
24	重量物の取扱作業を、できる限り少なくしている。		
25	重量物を取り扱う場合には、機械（台車・昇降装置・バランサー等）による自動化・省力化、腰痛予防ベルト・アシストスーツ等の活用による負担の軽減を行っている。		
26	重量物の重量や外観から判断できない偏った重心の位置を、できる限り明示している。		
③	介護・看護作業		
27	要介護者のベッドから車いす等への移乗介助等には、介護用リフト、スライディングボード・シート等を活用している。		
(4) はさまれ・巻き込まれ防止			
①	ガードの設置		
28	機械の危険な部分には、バランスを崩しても、接触することがない高さのガード（囲い、柵、扉、カバー等）を設けて防護するとともに、そのガードには、ぶつかっても怪我をしないようにクッションをつけている。		
②	安全装置の設置		
29	身体の一部が機械と接触する前に、機械が安全側に停止する安全装置を設けている。		
③	標識・表示等		
30	機械の危険な部分には、見やすい標識・表示等により注意喚起を行っている。		
④	機械の保守・点検時の停止		
31	機械を停止させて、点検中等の表示をした上で、機械の清掃・修理等の保守・点検を行っている。		
⑤	服装の確認		
32	上着やズボンの裾は巻き込まれるおそれがないか、袖のボタンはかけているか等について、作業開始前に確認している。		
⑥	安全装置の確認		
33	安全カバー・安全囲い等を取り外した場合には、機械が停止することを確認している。		
(5) 交通労働災害防止			
①	適正な労働時間管理・走行管理		
34	長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候時の走行を避け、走行計画は十分な休憩時間・仮眠時間を確保した余裕のあるものにしている。		

番 号		チ ョ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果	
			優先度	
② 安全健康問いかけ等				
35	疲労、飲酒、睡眠不足等で安全な運転ができないおそれがないかについて、運転開始前に、問いかけやアルコールチェッカー等により確認している。			
③ 運転適性の検査				
36	運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に行っている。			
④ 交通安全教育の実施				
37	睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の「慣れ」等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように、交通安全教育を行っている。			
38	自動車運転を専門とする運転手については、ドライブ・レコーダーの記録や添乗チェック等により運転技能を確認して、運転指導を行っている。			
⑤ 交通安全情報マップの作成・周知				
39	交通事故発生状況、デジタル・タコグラフ、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を記載した交通安全情報マップを作成して周知している。			
⑥ 先進安全技術を搭載した車両の導入				
40	自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入している。			
⑦ 異常気象時等の対応				
41	急な天候の悪化や異常気象の場合には、安全の確保のための走行中止、徐行運転や一時待機等の必要な指示を行っている。			
⑧ 点検・整備				
42	定期点検整備のほかに、乗車・走行前に、必要に応じて、日常点検整備を行って、車両の保守管理を適切に行っている。			
(6) 熱中症予防				
① 作業計画の策定等				
43	天気予報や熱中症予報で把握した熱中症発生の危険度に応じて、作業の中止、作業時間の短縮等ができるように、余裕を持った作業計画を立てている。			
② 暑さ指数（WBGT値）の把握				
44	暑さ指数（WBGT値）を測定して、基準値を超える（おそれのある）作業場所（高温多湿作業場所）については、必要な熱中症予防対策を行っている。			
③ 暑さ指数を下げるための設備の整備				
45	簡易な屋根、通風・冷房設備や、ミストシャワー等の暑さ指数を下げるための設備を整備している。			
④ 休憩場所の整備				
46	作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を整備している。			
⑤ 涼しい服装				
47	クールジャケット等の透湿性・通気性のよい服を着用させるとともに、直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット等）を着用させている。			
⑥ 作業時間の短縮等				
48	暑さ指数が高いときは、作業の中止、作業時間の短縮、こまめな休憩、身体作業強度の低い作業への変更、作業場所の変更等を行っている。			
⑦ 熱への順化				
49	暑さに慣れるまでの間（梅雨明け直後、長期の休み明け等）は十分な休憩を取り、1週間程度以上かけて徐々に身体を慣らすようにしている。			
⑧ 水分・塩分の摂取				
50	自覚症状の有無に関わらず、定期的に水分・塩分を摂取させている。			
⑨ 健康診断の有所見者への対応				
51	健康診断結果に所見のある高年齢労働者に、高温多湿作業場所で作業をさせる場合には、医師の意見を聴いて、適切な就業上の措置（作業時間の短縮、就業場所や作業内容の変更等）を行っている。			

番 号		チ ャ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果 優先度	
⑩ 健康問いかけ				
52	作業開始前に、睡眠不足や体調不良の有無等の問いかけを行って、健康状態を確認している。			
⑪ 作業中の巡視				
53	高温多湿作業場所での作業中は、巡視を頻繁に行って、暑熱環境や健康状態等を確認している。			
4 高齢労働者の作業管理				
(1) 作業内容の調整や作業開始前の準備体操				
54	高齢労働者の身体・精神機能には個人差が大きいことを踏まえて、個々人の状況に応じて、作業負荷が大きすぎないように、作業内容をきめ細かく調整している。			
55	作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手できるようにしている。			
(2) 作業負荷の軽減				
56	強い筋力を要する作業や長時間にわたって筋力を使用する作業は減らしている。			
57	呼吸が乱れるような速い動作を伴う作業や瞬時の判断を必要とする作業をなくすとともに、緊急の場合でも、過度な作業負荷がかからないようにしている。			
(3) 作業ペースや作業量のコントロール				
58	担当する作業の量や到達点を事前に明示するほか、自らの作業の進捗状況を確認できるようにしている。			
59	作業負荷が大きくなりすぎないように、作業ペースや作業量を個々人に合ったものとなるように調整している。			
(4) 休憩・休止				
60	休憩時間のほかに、トイレに行くための時間や作業の休止時間を取ることができるようにしている。			
61	高度な注意の集中を必要とする作業の継続時間が、長くなりすぎないようにしている。			
62	疲労やストレスを効果的に癒すことができる休憩室、シャワー室、相談室、運動施設等を設置している。			
5 高齢労働者の作業環境管理				
(1) 視覚環境の整備				
63	書面・ディスプレイ（表示画面）、掲示物等の文字の大きさや色合いは、見やすくなるように工夫している。			
64	手元や文字が見やすくなるように、職場の明るさを確保している。			
65	近い距離での細かい作業を避けて、見やすくなるように、作業者と作業対象物との距離を調整している。			
(2) 聴覚環境の整備				
66	会話を妨げる背景騒音の音量を小さくし、警報音を聞き取りやすくしている。			
67	会話を聞き取りやすくなるように工夫するほか、聞き取りが難しい場合には、見て分かる方法（書面、回転灯、タワーランプ等）によっている。			
(3) 寒冷環境への対応				
68	寒冷環境に長時間さらされないように作業計画を立てている。			
69	寒冷環境下での作業を開始する前に、体を温めるための準備運動を行うとともに、作業時は、保温性のある防寒具（服装、手袋、帽子、靴等）を着用させている。			

番 号		チ ョ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果	
			優先度	
6 高齢労働者の健康管理				
(1) 健康診断と事後措置の確実な実施等				
① 健康診断の確実な実施等				
70	病気があったり、体調が不良であったりする高齢労働者も見られること等を踏まえて、きめ細かな健康管理を行っている。			
71	法令に基づく健康診断の対象外となる場合もある定年退職後に再雇用された短時間勤務者や隔日勤務者等についても、健康診断を実施している。			
② 健康診断の事後措置				
72	健康診断結果に所見がある場合には、医師等の意見を勘案して、就業上の措置（作業時間の短縮、作業内容の変更等）を確実に実行している。			
73	所見のある健康診断結果を踏まえて、医師等から意見を聴取する際には、医師等が判断を行うに当たって必要となる本人の就業状況に関する情報（作業時間、作業内容等）を的確に提供している。			
③ 保健指導、健康相談等				
74	保健指導や健康相談等においては、健康診断の有所見の状況やその経年的な変化に応じて、必要となる具体的な取組内容（運動、休養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙、口腔衛生等）を指示している。			
④ 精密検査や医療機関への受診の勧奨				
75	健康診断において生活習慣病が把握された場合には、保健指導による進行の抑制に加えて、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。			
76	健康診断において職務遂行能力に大きな影響を及ぼす視力や聴力等に所見がある場合には、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。			
⑤ 病気休職後の職場復帰				
77	医療機関への受診終了後においても、休職前の体調にまでには未回復であったり、体力が低下していたりする場合も見られること等を踏まえて、病気休職後の職場復帰が円滑にできるように就業上の配慮を行っている。			
⑥ 体調不良時等に対応できる体制の整備				
78	体調不良等の場合に、職場で休養できる部屋を確保するとともに、すぐに医療機関等を受診できる体制を整備している。			
(2) メンタルヘルスケア				
① 高齢労働者の特性への配慮				
79	高齢労働者の特性（職場における役割の変化、病気・体調不良、睡眠の質の低下等に伴うストレスの増加やストレス耐性の低下等）を踏まえたメンタルヘルスケアを行っている。			
② 研修・情報提供				
80	高齢労働者や管理監督者に対して、メンタルヘルスケアについての研修や情報提供を行っている。			
③ 相談窓口の設置				
81	メンタルヘルスケアについての相談窓口の設置等により相談しやすい環境を整備している。			
④ ストレスチェック				
82	ストレスチェック（ストレスの状況を把握するための検査）を実施して、作業時間の短縮、作業内容の変更等の就業上の措置や職場環境の改善を行っている。			
⑤ 職場復帰の支援				
83	メンタルヘルス不調により休職した場合に、円滑に職場復帰できるようにするためのプログラムを定めている。			
(3) 転倒・腰痛等の予防のための体力測定・運動指導				
84	転倒・腰痛等に関連する体力測定やその予防のための筋トレ・ストレッチ体操等の運動指導を行っている。			
(4) がんの教育と検診				
85	がんについての理解を促す健康教育を行うとともに、がん予防につながる生活習慣の改善（禁煙等）の指導を行っている。			
86	がん検診を実施したり、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。			

番 号	チ ェ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果	
			優先度
7 高齢労働者に対する安全衛生教育			
(1) 安全衛生教育の確実な実施			
87	法令で定められた安全衛生教育を確実に実施している。		
(2) 加齢に伴う身体・精神機能の低下に対応するための安全衛生教育			
88	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクを低減させるための安全衛生教育を行っている。		
(3) 教育・指導の実施に当たっての高齢労働者の特性への配慮			
89	「ベテランだから大丈夫」という先入観は持たないで、十分な時間をかけて、教育・指導を行っている。		
8 高齢労働者の勤務条件			
(1) 勤務形態・労働時間			
90	定年退職・再雇用後は、希望すれば、働きやすい柔軟な勤務制度・休暇制度を利用できるようにしている。		
(2) 夜勤			
91	できる限り夜勤を避けるとともに、夜勤をさせる場合には、心身の負担を軽減するように夜勤シフトや休日を調整している。		
(3) 安全や健康の確保に配慮した職務配置			
92	高齢労働者の健康状態、身体・精神機能の状態等を踏まえて、安全や健康の確保に支障がないように職務配置を行っている。		
(4) 高齢労働者の円滑な職場適応			
93	高齢労働者の職場における役割を明確にするとともに、円滑に職場に適応できるように、きめ細かな目配りを行っている。		
(5) 治療と仕事との両立支援			
94	治療と仕事との両立を図りながら、安心して働けるように必要な支援や環境整備を行っている。		
9 高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための若年時からの準備（エイジ・マネジメント）			
(1) 健康づくりの支援			
95	高齢期になっても元気に働くことができるように、若年時から、運動指導、生活習慣指導（休養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙等）等の健康教育、口腔衛生等の健康づくりの支援を行っている。		
(2) 女性特有の健康上の課題（母性健康管理、乳がん・子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等）についての支援			
96	妊娠・出産に伴う体調不良や更年期障害の症状が強い場合には、就業上の配慮や産婦人科の受診勧奨を行っている。		
97	乳がんや子宮がんについて、女性労働者に対する健康教育を行うとともに、がん検診の実施、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。		
98	若年時から、更年期以降の骨粗しょう症についての健康教育を行うとともに、極端なダイエットの防止等の食事指導や運動習慣づくりの支援を行っている。		
(3) 長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保			
99	仕事により心身の健康を害することのないように、若年時から、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保を行っている。		
(4) キャリア形成の支援			
100	若年時から、高齢期までを見据えたキャリア形成の支援を行うとともに、高齢期を迎える前に、今後のキャリアについて考える機会を提供している。		
(注1)「結果」欄の記入方法は、以下のとおりです。 ・「○」：取組を既に行っており、現行のままでよい。 ・「×」：取組を行っていない、又は行っているが、さらに改善が必要。 ・「－」：対象業務なし、又は検討の必要なし。 (注2)「優先度」欄は、優先して改善の取組を行う必要があると考える項目にチェックを入れます。			

(※)「安全帯」は「墜落制止用器具」と名称変更しています。

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25 ～1.38	1.39 ～1.46	1.47 ～1.65	1.66～



② 座位ステッピングテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25 ～28	29 ～43	44 ～47	48～



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20 ～29	30 ～35	36 ～39	40～



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1 ～17	17.1 ～55	55.1 ～90	90.1～

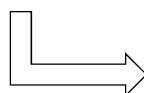


⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1 ～30	30.1 ～84	84.1 ～120	120.1 ～



身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

Ⅱ 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか		点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	② 敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るとおもいますか		点		
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると 思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	③ 動的バラン ス
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で 簡単に歩くことができるとおもいますか		点		
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信があり ますか				④ 静的バラン ス（閉眼）
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい 立っていられると思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	⑤ 静的バラン ス（開眼）
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信があり ますか		点		

それぞれの評価結果をⅢの
リーダーチャートに赤字で記入

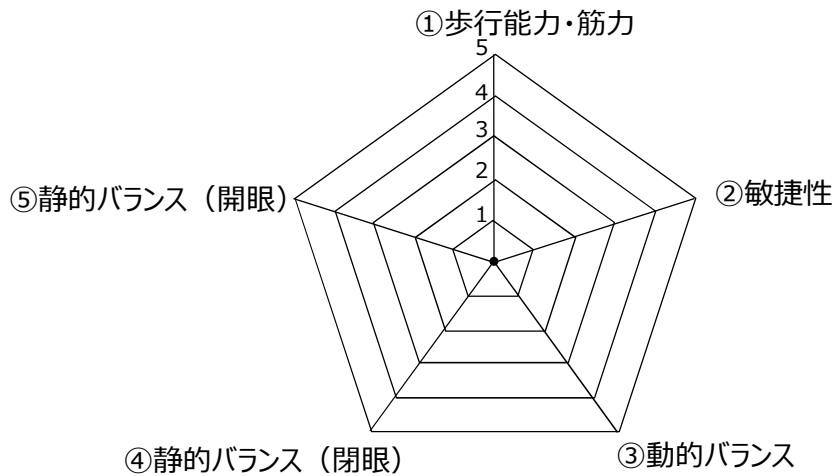
合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3
8～9	4
10	5

質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ 少し自信がある ⑤ 自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ やや自信がある ⑤ 自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか	① 素早くないと思う ② あまり素早くない方と思う ③ 普通 ④ やや素早い方と思う ⑤ 素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けたとき、 すぐに次の足が出るとおもいますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 少し自信がある ④ かなり自信がある ⑤ とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると 思いますか	① できないと思う ② 最近やってないができないと思う ③ 最近やってないが何 回かに1回はできると思う ④ 最近やってないができると思う ⑤ できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行 （後ろ足のかかとを前脚のつま先に付けるように 歩く）で簡単に歩くことができるとおもいますか	① 継ぎ足歩行ができない ② 継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ ゆっくりであればできる ④ 普通にできる ⑤ 簡単にできる
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信があり ますか	① 10秒以内 ② 20秒程度 ③ 40秒程度 ④ 1分程度 ⑤ それ以上
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい 立っていられると思いますか	① 10秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 2分程度 ⑤ 3分以上
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信があり ますか	① 15秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 1分30秒程度 ⑤ 2分以上

Ⅲ レーダーチャート

1、2 ページの評価結果を転記し線で結びます

(Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの質問票(身体的特性)は赤字で記入)



チェック項目

1 身体機能計測(黒枠)の大きさをチェック

身体機能計測結果を示しています。黒枠の大きさが大きい方が、転倒などの災害リスクが低いといえます。黒枠が小さい、特に2以下の数値がある場合は、その項目での転倒などのリスクが高く注意が必要といえます。

2 身体機能に対する意識(赤枠)の大きさをチェック

身体機能に対する自己認識を示しています。実際の身体機能(黒枠)と意識(赤枠)が近いほど、自らの身体能力を的確に把握しているといえます。

3 黒枠と赤枠の大きさをチェック

(1)「黒枠 ≥ 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、黒枠が大きいもしくは同じ大きさの場合は、身体機能レベルを自分で把握しており、とっさの行動を起こした際に、身体が思いどおりに反応すると考えられます。

(2)「黒枠 < 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、赤枠が大きい場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があります。枠の大きさの差が大きいほど、実際の身体機能と意識の差が大きいことになり、より注意が必要といえます。

詳細はホームページ参照 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html>

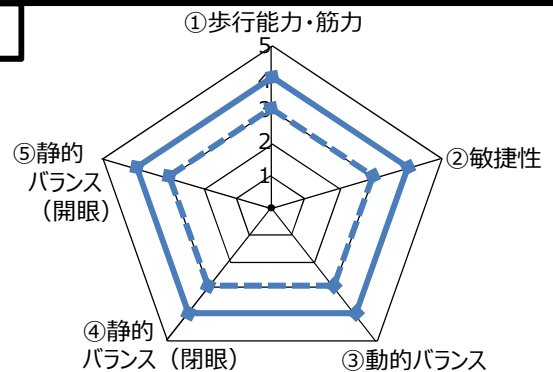
転倒等は筋力、バランス能力、敏捷性の低下等により起きやすくなると考えられます。この調査は転倒や転落等の災害リスクに重点を置き、それらに関連する身体機能及び身体機能に対する認識等から自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立てるものです。

パターン1 身体機能計測結果 > 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも高い状態にあります。このことから、比較的自分の体力について慎重に評価する傾向にあるといえます。生活習慣や加齢により急激に能力が下がる項目もありますので、今後も過信することなく、体力の維持向上に努めましょう。

一方、太線が点線より大きくても全体的に枠が小さい場合（特に2以下）は、すでに身体機能面で転倒等のリスクが高いといえます。筋力やバランス能力の向上、整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の削減に努めてください。

また、職場の整理整頓がなされていない場合などには転倒等リスクが高まる場合がありますので注意しましょう。

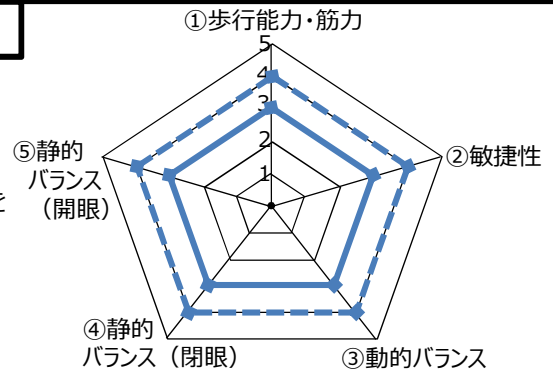


パターン2 身体機能計測結果 < 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも低い状態にあります。このことから、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にあり、自分で考えている以上にからだに反応していない場合があります。

体力の維持向上を図り、自己認識まで体力を向上させる一方、体力等の衰えによる転倒等のリスクがあることを認識してください。日頃から、急な動作を避け、足元や周辺の安全を確認しながら行動するようにしましょう。

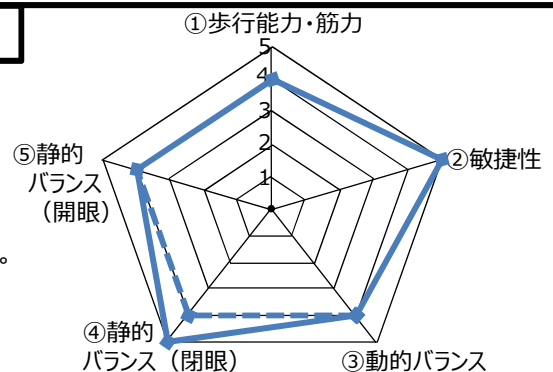
また、枠の大きさが異なるほど、身体機能と自己認識の差が大きいことを示しており、さらに、太線が小さい場合（特に2以下）はすでに身体機能面で転倒等のリスクが高いことが考えられます。筋力やバランス能力等の向上に努めてください。



パターン3 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が大きい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、どちらも高い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。

現在は良い状態にありますが、加齢や生活習慣の変化により身体能力が急激に低下し、転倒等リスクが高まる場合もありますので、日頃から、転倒等に対するリスクを認識するとともに、引き続き体力の維持向上に努めてください。

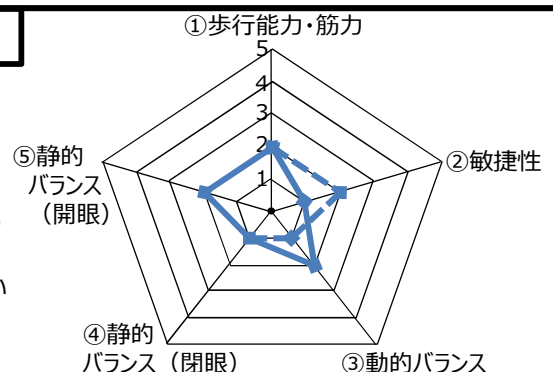


パターン4 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が小さい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、身体機能と認識の差は小さいですが、身体機能・認識とも低い傾向にあります（主に2以下）。

このことから、転倒等リスクからみて身体機能に不安を持っており、そのことを自分でも認識しているといえます。日頃から、体力の向上等により身体面での転倒等のリスクを減らし、全体的に枠が大きくなるように努めてください。

また、すぐに転倒リスクを減らすため、職場の整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



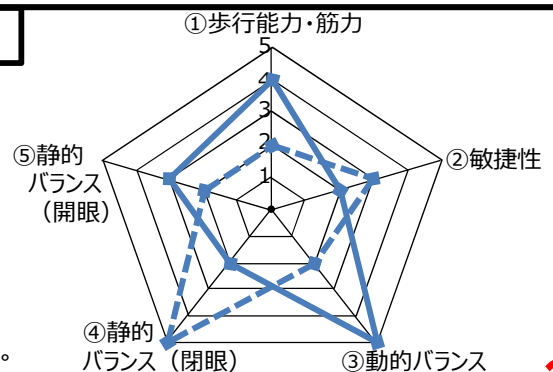
パターン5 項目により逆転している

あなたは、計測項目によって、身体機能（太線）の方が高い場合と自己認識（点線）の方が高い場合が混在しています。

このことから、それぞれの体力要素について、実際より高く自己評価している場合と慎重に評価している場合があるといえます。

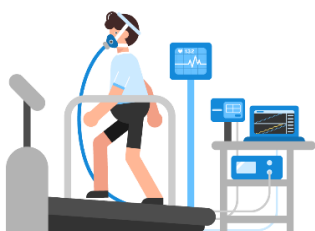
転倒等リスクからみた場合、特に自己認識に比べ、身体機能が低い項目（太線が小さい項目）が問題となります。身体機能の向上により太線の方が大きくなるよう努めてください。

また、身体機能と認識にばらつきがあるため、思わぬところで転倒や転落する可能性がありますので、転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



全身持久力の評価方法

質問票と簡易体力測定(ステップテスト)



全身持久力は、心肺(中枢)を中心とした酸素運搬能と、筋など組織(末梢)による酸素利用能との総合指標(身体の多くの器官が相互的に作用した結果)であり、「活発な身体活動を維持するための能力」です。「疲れやすさ」の指標でもあります。正確に測定するには、運動負荷試験(左図)による最大酸素摂取量の評価が必要ですが、労働安全衛生総合研究所では、労働者向けの簡便法を開発し、公開しています。ぜひご利用ください。

J-NIOSH(ジェーナイオッシュ)ステップテスト(JST)



全身持久力の簡便な検査法で、3分間の昇降運動時とその後2分間の安静時の心拍数を計測し、それらを使って最大酸素摂取量の推定値を算出します。
推定値の妥当性や信頼性は論文で報告しています。



詳細はこちら

J-NIOSH(ジェーナイオッシュ)ステップテスト2(JST2/踏み台なしバージョン)



JSTの踏み台なしバージョンです。上半身運動など、昇降運動以外の動作が含まれます。ご自宅や職場など踏み台を用意できないときにお試ください。
推定値の妥当性や信頼性は論文で報告しています。



詳細はこちら

WLAQ(ダブルラック:Worker's Living Activity-time Questionnaire)



全身持久力の他、勤務時間、睡眠時間、領域別座位時間(勤務、通勤、勤務日余暇、休日)を調査するための質問票です。疫学調査などでぜひご活用ください。妥当性や信頼性に関するデータを論文で報告しています。



詳細はこちら



論文情報など、その他の詳細情報はこちらをご覧ください。

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- ☐ **喀痰検査が削除されました。**
健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。
- ☐ **肝機能検査の酵素名が変更されました。**
「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。
- ☐ **「血清クレアチニン検査」が追加されました。**
「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断（高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

● 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。

● 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。

→下表参照

● このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R 8 .4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長		20歳以上の者
腹 囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査		40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5 歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査		35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。

☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

作業主任者の選任が必要な業務一覧（労働安全衛生法施行令第6条、労働安全衛生規則別表第1）

	作業主任者を選任すべき作業	作業主任者になれる者	作業主任者の名称
1	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）	高圧室内作業主任者免許を受けた者	高圧室内作業主任者
2	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	ガス溶接作業主任者
3	次のいずれかに該当する機械集材装置もしくは運材索道の組立て、解体、変更もしくは修理の作業又はこれらの設備による集材もしくは運材の作業 イ 原動機の定格出力が7.5kWを超えるもの ロ 支間の斜距離の合計が350m以上のもの ハ 最大使用荷重が200kg以上のもの	林業架線作業主任者免許を受けた者	林業架線作業主任者
4	伝熱面積の合計が500㎡以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業	特級ボイラー技士免許を受けた者	ボイラー取扱作業主任者
5	伝熱面積の合計が25㎡以上500㎡未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が500㎡以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業	特級ボイラー技師免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者	
6	伝熱面積の合計が25㎡未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者	
7	令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのみを	特級ボイラー技士免許、1級ボ	

	取り扱う作業	イラー技士免許もしくは２級ボイラー技士免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者	
8	エックス線装置の使用又は検査の業務等に係る作業（医療用又は波高値による定格管電圧が1,000kV以上のエックス線を発生させる装置を使用するものを除く。）	エックス線作業主任者免許を受けた者	エックス線作業主任者
9	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者
10	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動走材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有す事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者	木材加工用機械作業主任者
11	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業	プレス機械作業主任者技能講習を修了した者	プレス機械作業主任者
12	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1 m ³ 以上のもの ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては10kg/h以上、液体燃料にあつては10 l/h以上、気体燃料にあつては1 m ³ /h以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10kW	乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者	乾燥設備作業主任者

	以上のものに限る。)		
13	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習を修了した者	コンクリート破砕器作業主任者
14	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（⑱に掲げる作業を除く。）	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	地山の掘削作業主任者
15	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	土止め支保工作業主任者
16	ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（岩石の採取のためのものを除く。）をいう。）の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者	ずい道等の掘削等作業主任者
17	ずい道等の覆工（ずい道型わく支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習を修了した者	ずい道等の覆工作業主任者
18	掘削面の高さが2 m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任者技能講習を修了した者	採石のための掘削作業主任者
19	高さが2 m以上のはいはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）	はい作業主任者技能講習を修了した者	はい作業主任者

20	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数 500 t 未満の船舶（船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が 500 トン未満から 500 トン以上となったもの（510 トン未満のものに限る。）のうち厚生労働省令で定めるものを含む。）において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）	船内荷役作業主任者技能講習を修了した者	船内荷役作業主任者
21	型枠支保工の組立て又は解体の作業	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	型枠支保工の組立て等作業主任者
22	つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが 5 m 以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	足場の組立て等作業主任者
23	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 m 以上のものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
24	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 m 以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が 30m 以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	鋼橋架設等作業主任者
25	軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	木造建築物の組立て等作業主任者
26	コンクリート造の工作物（その高さが 5 m 以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習を修了した者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
27	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが 5 m 以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	コンクリート橋架設等作業主任者

	間が 30m 以上である部分に限る。) の架設又は変更の作業		
28	第 1 種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。）の取扱いの作業（29 の作業を除く。） イ 労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号イに掲げる容器で、内容積が 5 m³以下のもの ロ 労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が 1 m³以下のもの	特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許もしくは 2 級ボイラー技士免許を受けた者又は化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習もしくは普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者	第 1 種圧力容器取扱作業主任者
29	28 の作業のうち化学設備に係る第 1 種圧力容器の取扱いの作業	化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者	
30	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤の場合、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者	特定化学物質作業主任者
31	鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業	鉛作業主任者技能講習を修了した者	鉛作業主任者技能講習
32	四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	四アルキル鉛等作業主任者
33	酸素欠乏危険場所における作業（34 に掲げる作業を除く。）	酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了	酸素欠乏危険作業主任者

		した者	
34	酸素欠乏危険場所における作業（次に掲げる場所におけるものに限る。） イ 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝もしくはピット（以下「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部 ロ し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者	
35	作業場等において一定の有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務のうち一定のものに係る作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	有機溶剤作業主任者
36	石綿等を取り扱う作業（試験研究のために取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のために製造する作業	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者

労働安全衛生法第61条に基づく就業制限の対象業務、第59条に基づく特別教育の必要な対象業務等(概要)

【凡例】 施行令・・・労働安全衛生法施行令 安衛則・・・労働安全衛生規則

対象業務			業務に就くことができる者 (安衛則別表第3)			特別教育 (※)
			免許	技能講習	その他	
発破			施行令第20条第1号	○	×	・火薬取締法の火薬類取扱保安責任者免状 ・保安技術職員試験等に合格した者(鉱山保安法施行規則)
ボイラー			施行令第20条第3号	○	△ (比較的小さいもののみ)	×
ボイラー又は1圧の溶接			施行令第20条第4号	○	×	×
ボイラー又は1圧の整備			施行令第20条第5号	○	×	×
小型ボイラーの取扱い			安衛則第36条第14号			○
揚貨装置	制限荷重5t以上	施行令第20条第2号	○	×	×	
	制限荷重5t未満	安衛則第36条第6号				○
クレーンの運転	つり上げ荷重5t以上	施行令第20条第6号	○	△ (床上クレーンのみ)	×	
	つり上げ荷重5t未満	安衛則第36条第15号				○
跨線テルハ	つり上げ荷重5t以上	安衛則第36条第15号				○
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重1t以上	施行令第20条第7号	○	△(小型のみ)	×	
	つり上げ荷重1t未満	安衛則第36条第16号				○
デリックの運転	つり上げ荷重5t以上	施行令第20条第8号	○	×	×	
	つり上げ荷重5t未満	安衛則第36条第17号				○
玉掛けの業務	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック	施行令第20条第16号	×	○	・職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者等	
	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリック	安衛則第36条第19号				○
潜水業務			施行令第20条第9号	○	×	×
作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務			安衛則第36条第20号の2			○
高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務			安衛則第36条第21号			○
気閘室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務			安衛則第36条第22号			○
潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務			安衛則第36条第23号			○
再圧室を操作する業務			安衛則第36条第24号			○
高圧室内作業に係る業務			安衛則第36条第24号の2			○
可燃性ガス・酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、又は加熱			施行令第20条第10号	○	○	厚労大臣が定める者 ・職業訓練指導員免許を受けた者 ・保安技術職員のうち溶接係員試験合格者 ・歯科医師免許を受けた者 ・歯科技工士免許を与えられた者
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等			安衛則第36条第3号			○
フォークリフトの運転	最大荷重1t以上	施行令第20条第11号	×	○	・フォークリフトの職業訓練を受けた者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前のフォークリフトの職業訓練修了者 ・船員労働安全衛生規則に規定するフォークリフト運転技能講習修了者その他フォークリフト運転技能講習修了者と同等以上の能力を有するとして労働基準局長が定める者	
	最大荷重1t未満	安衛則第36条第5号				○
車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転 (ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクター・ショベル、パワーショベル等)	機体重量3t以上	施行令第20条第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者(特定のもの) ・建設機械運転科の職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の建設機械運転科等の職業訓練修了者	
	機体重量3t未満	安衛則第36条第9号				○
車両系建設機械(基礎工事用)の運転 (くい打機等)	機体重量3t以上	施行令第20条第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者(特定のもの) ・厚労大臣が定める者(該当なし)	
	機体重量3t未満	安衛則第36条第9号				○
自走できない建設機械(基礎工事用)の運転 (くい打機等)	(機体重量不問)	安衛則第36条第9号の2				○
車両系建設機械(基礎工事用)の運転 (くい打機等)の作業装置の作業	(機体重量不問)	安衛則第36条第9号の3				○
車両系建設機械(締固め用機械)の運転 (ローラー等)	(機体重量不問)	安衛則第36条第10号				○
建設機械(コンクリート打設用機械)の運転 (コンクリートポンプ車等)	(機体重量不問)	安衛則第36条第10号の2				○

車両系建設機械(解体用)の運転 (ブレーカ等)	機体重量3t以上	施行令第16条 第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者(特定のもの) ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練をした修了した者	
	機体重量3t未満	安衛則第36条 第9号				○
ショベルローダー・フォークローダーの運転	最大荷重1t以上	施行令第20条 第13号	×	○	・揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練修了者のうちショベルローダー等について訓練を受けたもの ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者	
	最大荷重1t未満	安衛則第36条 第5号の2				○
不整地運搬車の運転	最大積載量1t以上	施行令第20条 第14号	×	○	・建設機械施行技術検定合格者(特定のもの) ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者	
	最大積載量1t未満	安衛則第36条 第5号の3				○
高所作業車の運転	10m以上	施行令第20条 第15号	×	○	・厚労大臣が定める者(該当無し)	
	10m未満	安衛則第36条 第10号の5				○
動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの(巻上げ装置を除く。)の運転		安衛則第36条 第13号				○
建設用リフトの運転		安衛則第36条 第18号				○
ゴンドラの操作		安衛則第36条 第20号				○
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務		安衛則第36条 第1号				○
動力プレスの金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務		安衛則第36条 第2号				○
・高圧・特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設・点検・修理・操作の業務 ・低圧の充電電路(対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)の敷設・修理の業務(安衛則第4号の2の業務を除く) ・配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務		安衛則第36条 第4号				○
対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務		安衛則第36条 第4号の2				○
伐木等機械(伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務		安衛則第36条 第6号の2				○
走行集材機械(車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務		安衛則第36条 第6号の3				○
機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう)の運転の業務		安衛則第36条 第7号				○
簡易架線集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。)の運転又は架線集材機械(動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務		安衛則第36条 第7号の2				○
胸高直径が七十センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が二十センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務 (※令和2年8月1日、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に改正される。)		安衛則第36条 第8号				○
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。)(※令和2年8月1日、前号に統合されることに伴い廃止される。)		安衛則第36条 第8号の2				○
ボーリングマシンの運転の業務		安衛則第36条 第10号の3				○
建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整の業務、運転の業務		安衛則第36条 第10号の4				○
動力により駆動される巻上げ機(電気ホイス、エヤーホイス及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務		安衛則第36条 第11号				○
四アルキル鉛等業務		安衛則第36条 第25号				○
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務		安衛則第36条 第26号				○
特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務(令第二十条第五号に規定する第一種圧力容器の整備の業務を除く。)		安衛則第36条 第27号				○
エックス線装置・ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務		安衛則第36条 第28号				○

核燃料物質や原子炉の加工施設、再処理施設・使用施設等の管理区域内で核燃料物質・使用済み燃料やこれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）を取り扱う業務	安衛則第36条第28号の2				○
原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質・使用済燃料やこれらによって汚染された物を取り扱う業務	安衛則第36条第28号の3				○
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された物であつて、電離則第二条第二項に規定するものの処分の業務	安衛則第36条第28号の4				○
事故由来廃棄物等（東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物等）の処分の業務	安衛則第36条第28号の5				○
粉じん障害防止規則第二条第一項第三号 の特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第三条 各号に掲げる作業に該当するものを除く。）に係る業務	安衛則第36条第29号				○
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る。）に係る業務	安衛則第36条第30号				○
・駆動源を遮断せずに行う、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の教示等 ・駆動源を遮断せずに行う、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作	安衛則第36条第31号				○
・運転中の産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査等 ・運転中の産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務	安衛則第36条第32号				○
自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務	安衛則第36条第33号				○
廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務	安衛則第36条第34号				○
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	安衛則第36条第35号				○
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務	安衛則第36条第36号				○
石綿含有建築物・工作物・船舶の解体等、石綿の封じ込め・囲い込み	安衛則第36条第37号				○
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等に係る土壤等の除染等の業務、廃棄物収集等業務、特定汚染土壤等取扱業務、特定線量下業務	安衛則第36条第38号				○
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床土における補助作業の業務を除く。）	安衛則第36条第39号				○
高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第五百三十九条の二及び第五百三十九条の三において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務	安衛則第36条第40号				○
高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）	安衛則第36条第41号				○

※十分な知識及び技能を有する場合は全部又は一部の科目を免除可